

特別養護老人ホーム利用料

施設介護サービス費(介護保険の1割負担分)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	625円/日	691円/日	762円/日	828円/日	894円/日

施設介護サービス費(介護保険の2割負担分)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	1,250円/日	1,382円/日	1,524円/日	1,656円/日	1,788円/日

体制加算項目	費用	内容
日常生活継続支援加算	46円/日	護福祉士資格を有する職員を手厚く配置することにより算定できます。
看護体制加算(Ⅰ)	4円/日	1名以上の常勤の看護師の配置を行った場合に算定できます。
看護体制加算(Ⅱ)	4円/日	1名以上の常勤の看護師の配置を行った場合に算定できます。
夜勤職員配置加算	18円/日	夜勤職員が最低基準を1以上上回っている場合に算定できます。
栄養マネジメント加算	14円/日	入所者ごとに栄養計画を作成し、栄養管理を行っている場合に算定できます。
口腔機能維持管理体制加算	30単位/月	歯科医師又は歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアの指導を月に1回以上行っている場合に算定できます。

個別加算項目	費用	内容
療養食加算	18円/日	医師の診断に基づき療養食を提供した場合に算定できます。
初期加算	30単位/日	入所日から30日を限度として算定できます。
外泊時加算	246円/日	入所者が病院への入院や外泊した場合は、1月に6日を限度として算定できます。
看取り介護加算		入所者に対して看取り介護を行った場合に、死亡日以前4日以上30日以下について144円/日、死亡日の前日及び前々日について680円/日、死亡日について1,280円/日を算定できます。

介護職員処遇改善加算	上記のサービス費の合計額に3.3%を乗じた額。
------------	-------------------------

食費・居住費

負担段階	対象者	食費	居住費
第1段階	第一段階の方は当施設の入居対象外と		
第2段階	市民税非課税世帯で課税年金収入額と	390円/日	820円/日
第3段階	合計所得金額の合計が80万円を超える	650円/日	1,310円/日
第4段階	市民税課税世帯	1,380円/日	1,970円/日

※生活保護受給者は個室への入所は原則として認められておりません。

※食費・居住費は負担軽減の制度がありますので、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は必ず提出してください。

その他の費用

預り金管理費	50円/日
電気料(1点以上)	50円/日
コピー代	10円/枚
理美容代	実費
健康管理費	実費
レクリエーション関係の材料費	実費
外食や出前などの特別な食事代	実費
日常生活に必要な諸経費	実費

介護保険の1割負担分

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	56,340	58,320	60,450	62,430	64,410
第2段階	59,040	61,020	63,150	65,130	67,110
第3段階	81,540	83,520	85,650	87,630	89,610
第4段階	123,240	125,220	127,350	129,330	131,310

介護保険の2割負担分

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	77,580	81,540	85,800	89,760	93,720
第2段階	80,280	84,240	88,500	92,460	96,420
第3段階	102,780	106,740	111,000	114,960	118,920
第4段階	144,480	148,440	152,700	156,660	160,620

※1か月の利用料の計算方法=(介護サービス費+体制加算(口腔機能維持管理加算は除く。)+食費+居住費+預り金管理費)×30日+口腔機能維持管理加算。

※介護職員処遇改善加算、個別加算は含まれておりません。

※その他の費用についてはご利用の状況によって異なります。